技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1)人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

(単位:人、歳、円)

	公務員				民 間			
区分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間	平均年齢	平均給与月額	
					の類似職種			
能代市	79	50.9	332,662	353,864	_			
清掃職員	4	54.9	366,150	393,893	廃棄物処理業従業員	43.3	299,800	
学校給食	5	57.9	366,900	370,572	調理師	44.1	212,600	
用務員	19	48.8	318,863	346,224	用務員	53.9	227,200	
運転手	12	53.6	345,016	379,890	自家用乗用自動車運転手	53.2	234,700	
その他	39	49.6	327,759	343,331	_			
秋田県	492	48.0	335,815	378,901				
国	5,193	48.8	287,094			_	_	

- ※「公務員」欄の各数値は平成19年4月1日現在のデータである。
- ※「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均である。
- ※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当など の諸手当の額を合計し計算したものである。
- ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において 完全に一致しているものではない。
- ※民間データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用している。(平成16年 \sim 18年03ヵ年平均)
- ※「賃金構造基本統計調査」の民間データには、雇用期間の定めの有無にかかわらず、短時間労働者の正社員・正職員以外の者も含んでいる。(能代市のデータは正職員のみ対象)

(2) 年齢別職員数

(H19.4.1 現在)

		27 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳
区	分		>	>	>	>	>	}	}	>
		未満	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳
能代市		0	3	2	4	6	11	6	25	22
清掃	職員								3	1
学校	給食								2	3
用務	員		1		1	2	5	1	6	3
運転	手					1	2	1	1	7
その	他		2	2	3	3	4	4	13	8

(3) その他給与に関する事項

- ・給料表 一般行政職の給料表(一)を合成【1級から3級まで】
- · 諸手当 扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、 期末手当、勤勉手当、寒冷地手当
- ・昇給基準 昇給月を毎年1月1日と定め、前年1年間における勤務成績が良好 と認められる場合4号給(55歳以上は2号給)を標準として昇給

2 基本的な考え方

技能労務職員の給与については、国における同種の職員の給与を参考とし、その職務の性格や内容も踏まえつつ、地域の民間事業所における同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用になるようにする。

3 具体的な取組内容

(1) 給料表及び各種手当について

給料表は行政職給料表(一)の1級から3級までの号給を合成し、3級制の表を用いているが、人事院勧告に準じて随時給料表の改定を行っている。また、各種手当については、平成18年3月21日の合併を機に特殊勤務手当(保育等業務手当、清掃業務手当、火葬場業務手当、ボイラー業務手当)を廃止するとともに、平成20年度から養護老人ホームを指定管理者に移管したことで宿日直手当の支給もなくなった。そのほか、平成19年度において秋田県人事委員会による民間給与等の調査結果も勘案し、期末手当の支給月数も引き下げたところである。給与の見直しに当たっては、国、他の地方公共団体及び民間との比較を行い、労使間で協議し、適正な給与水準等の確保に向け検討していく。

(2) 昇給・昇格のあり方について

新たな人事評価制度の構築に向け検討することとしているが、現在は現行制度 の枠内で評定し4号給(良好)を上回る昇給は行っていない。新たな人事評価制 度が確立され勤務実績の給与への反映が可能となった場合には、見直しされるこ とになる。

4 その他

能代市定員適正化計画において、平成28年度まで原則として新規採用職員数は退職者の五分の一とすることとしているが、技能労務職員については平成17年度(旧能代市では平成11年度)を最後に新たな採用を行っていない。

平成20年度には養護老人ホームの指定管理者への移管及び学校の統廃合に伴う技能労務職員の配置換え(職種転換を含む。)も実施しており、今後とも事務事業の見直しを図りながら臨時的任用や民間委託等を進める中で、原則として退職不補充とし定員の適正化に努めることとする。